

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 目的並びに基本方針

当社は、「企業は社会の公器、企業の社会的責任遂行」という言葉を明確に自覚し、多様なステークホルダーと共に共存共栄を図るという経営価値観をもって、企業としての活動を進めてまいります。このためには、経営の適法性、適正性、健全性の確保が必要であり、a. コンプライアンス体制、b. リスク・マネジメント、c. 内部監査の充実が大きな要素となります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は巻末の添付資料【参考資料: 模式図】のとおりであり、会社の意思決定や業務遂行に対する適法性やステークホルダーに対する影響などを十分に考慮・監視する体制として、取締役会、監査役会、会計監査人による監視は勿論のこと、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、内部監査機関を設置し、コーポレート・ガバナンスを推進しております。

##### a. コンプライアンス体制

社内規程はもとより、法令及びその背景にある精神までを遵守する観点から、企業の社会的責任の達成を目指すための体制を確立する。

##### b. リスク・マネジメント

企業目的、事業戦略の達成を可能とする経営管理体制の構築を進めるとともに、経営戦略などの透明性を高め、株主利益を常に考慮した事業活動を行う。意思決定に際しては、リスクとリターンを十分に考慮する。

##### c. 内部監査

全社員を挙げて相互に業務などを監視する体制を構築するとともに、内部監査機関と内部統制部門との連携を強化し、上記2項目の実効性を高める。

#### (2) 企業グループ全体でのガバナンス

子会社の経営管理に関しては、社内規程(関係会社管理規程)に基づき、子会社社長の当社経営会議への定期的な出席と報告、重要事項の事前協議、月次決算や業務の定期報告など、適切なグループの経営・事業管理を行っております。

#### (3) 監査役設置会社形態の採用

当社は従来から社外監査役を半数以上選任しており、業務遂行の監視機能など監査業務の独立性は確保されているとともに、常勤監査役による継続的組織的監査が実施されていることから、今後とも監査役制度を採用していく方針であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式に対する投資及び保有については、取引関係の維持・発展によって得られる当社の利益等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

会社法等で規定する当事者間の重要な取引については、経営の透明性を高めるため、取締役会決議事項としております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 会社の経営理念、経営戦略及び中期経営計画

経営理念、経営戦略及び中期経営計画は、当社ホームページ等において開示しております。

<http://www.fujips.co.jp/investors/library>

##### (2) コーポレートガバナンスの基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針は、本報告書「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

##### (3) 取締役及び監査役の報酬の決定と手続

取締役及び監査役の報酬は、職位間のバランスを配慮しつつ市場環境や中長期の業績を考慮したうえで、その達成度を勘案し、独立社外取締役と代表取締役による人事・報酬等意見交換会の意見を踏まえて取締役会に上程しております。取締役及び監査役それぞれの報酬総額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については、監査役全員の協議により決定しております。

##### (4) 取締役及び監査役候補者の指名と手続

取締役及び監査役候補者は、役員選任方針に従って独立社外取締役と代表取締役による人事・報酬等意見交換会の意見を踏まえて取締役会に上程し、取締役会の審議を経て指名しております。なお、監査役については監査役会の同意を得て指名しております。

##### (5) 取締役及び監査役候補者の個々の選任理由

取締役及び監査役候補者を選任する際は、株主総会招集ご通知に個々の選任理由を記載しております。

「株主総会招集ご通知」

#### 【補充原則4－1－1 取締役会の役割及び経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、取締役会規程に定めた経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。また、取締役会の委嘱を受けた事項並びに取締役会で決定された経営の基本方針を推進するための機関として経営会議を設置し、経営会議規程に定める事項の審議や業務執行を行う体制としております。

#### 【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準】

取締役会は、「社外役員の独立性基準」を策定し、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書において開示しております。当該基準は、本報告書「2. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の【独立役員関係】をご参照ください。

#### 【補充原則4－11－1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会の人数は、企業規模を勘案のうえ、定款で10名以内と定め、執行役員制度の導入により、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確化し、企業経営の活性化を図っております。また、取締役候補者を決定する際は、当社が定める役員選任方針に従って幅広い業務領域において、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保しております。社外取締役につきましては、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能的重要性に鑑み、取締役会の人数10名のうち4名を選任しております。

#### 【補充原則4－11－2 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、他の取締役及び監査役を含め、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

#### 【補充原則4－11－3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

当社は、2017年3月期の取締役会全体の実効性について分析・評価するため、取締役会で定めた評価項目（取締役会の構成・運営・リスク管理、社外取締役の関与・助言、経営陣の評価・トレーニング、課題・総括）により取締役及び監査役に対してアンケートを実施し、その集計結果を独立社外取締役が分析・検討した後、取締役会にて審議しました。

##### (1) 評価結果の概要

独立社外取締役と代表取締役による「人事・報酬等意見交換会」の開催、社外取締役への情報提供を目的とした監査役会との「懇談会」の開催、取締役会の回数見直しなど実効性を高める取組みは図られているものの、事前の資料配布を含め、経営戦略上の観点からの議論の活性化、取締役に対する研修機会の充実などの課題が確認されております。

##### (2) 今後の対応

取締役会の実効性の評価を通じて得られた課題を踏まえ、取締役会の監督機能の強化及び審議内容の充実を図り、取締役会の実効性を高めていきます。

#### 【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役の就任時に当社のコーポレートガバナンスに係る理解を深める機会を設けるとともに、経営を監督・監査する上で必要な情報や知識に関しての外部機関による講習会への参加を求めております。また、全役職員を対象としたコンプライアンス研修会を年1回実施しています。

社外取締役については、就任時に当社の概要についての説明を行い、当社の事業内容等についての知見を深めることとしています。監査役については、適宜講習会に参加し、会社法を始めとする関連法規の理解を深めています。

#### 【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、経営企画室が担当しております。IR活動に必要な情報は、適宜経理部等の関連部署から収集し、経営企画室が取りまとめ、投資家からの問合せに対応しています。また、随時実施している投資家説明会等での質問・意見は、代表取締役をはじめ経営陣幹部に報告し、経営に活用しております。

具体的な取組みは以下のとおりです。

##### (1) 株主との対話及び建設的な対話を実現する取締役の指定、(2) 対話を補助する社内体制

当社の投資家説明会及びIR活動は、経営企画室が担い、適宜経理部等の関連部署が協力する体制としています。機関投資家との面談においてはIR担当取締役または必要に応じて代表取締役が出席いたします。

##### (3) 個別面談以外の対話の手段

a. 取材対応：随時、b. 記者発表：年2回、c. 個人投資家説明会：不定期、d. 当社ホームページの企画・運営を実施しています。

##### (4) 株主の意見・懸念の経営陣幹部へのフィードバック

当社は、投資家説明会の質問・意見の内容を集約して代表取締役をはじめ経営陣幹部に報告し、経営に活用しております。

##### (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理

当社は、情報漏洩を防止し、開示の公平性を保つため、決算発表前の一定期間は、業績及びそれに付随する内容に関する問い合わせへの対応を控えます。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太平洋セメント株式会社	3,721,164	20.00
住友電気工業株式会社	2,383,650	12.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・九州電力株式会社口)	2,309,989	12.42
西日本鉄道株式会社	773,663	4.16

みずほ信託銀行株式会社退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託 銀行株式会社	722,000	3.88
日鉄住金SGワイヤ株式会社	423,000	2.27
富士ピー・エス大阪取引先持株会	358,400	1.93
株式会社三井住友銀行	325,445	1.75
富士ピー・エス社員持株会	278,438	1.50
株式会社渡辺藤吉本店	267,720	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

#### 補足説明

---

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	<a href="#">更新</a>
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
佐々木有三	他の会社の出身者								○				
庄崎秀昭	他の会社の出身者									○			
中野幸正	他の会社の出身者								○	○			
新関輝夫	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木有三		当社の主要株主である九州電力株式会社の業務執行取締役である。	他社の経営者としての豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただける最適な人材であると判断し、社外取締役に選任いたしました。
庄崎秀昭	○	当社の株主である西日本鉄道株式会社の業務執行取締役である。また当社は、同社へ鉄道用PCマクラゲを販売している。	他社の経営者としての豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただける最適な人材であると判断し、社外取締役に選任いたしました。

中野幸正		当社の主要株主である太平洋セメント株式会社の執行役員九州支店長である。また当社は、同社からセメント等を購入している。	直接会社経営に関与されたことはありませんが、上場会社の業務執行者であり、他社で長年培った豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただける最適な人材であると判断し、社外取締役に選任いたしました。
新関輝夫	○	—	同氏は、大学教授、法学博士としての高い法的見識に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分果たしていただけます。また、同氏は4年間にわたる監査業務を通じて当社の業務内容に精通していることから、その豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただける最適な人材であると判断し、社外取締役に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的会合等を通じ、監査状況や監査結果について情報交換し、相互に監査成果を高めることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
善福勉	他の会社の出身者											△		
田中耕二	他の会社の出身者											△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [\[更新\]](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
善福勉		過去において、当社の主要株主である九州電力株式会社の業務執行者であった。	九州電力株式会社の監査役や国立大学法人九州大学の監事を歴任されるなど、監査業務に精通しており、当社の適正な企業活動への助言及び監査をいただける最適な人材であると判断し、社外監査役に選任いたしました。
田中耕二		過去において、当社の主要株主である九州電力株式会社の業務執行者であった。	他社の取締役としての経験を活かした幅広い見地から、当社の経営全般に対する指導及び監査が可能と判断し、社外監査役に選任いたしました。 また、同氏は以前に当社の主要株主の業務執行者でありましたが、同社から取引関係や人的関係を通じて当社に対する影響力はないことから、社外監査役としての独立性は確保されていると判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

## その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性を客観的に判断するために、金融商品取引所等が定める基準を踏まえた「独立性基準」を定めています。

## (社外役員の独立性基準)

- 1.現在又は過去において、当社又は当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人でない者。
- 2.当社の現在の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。)の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の使用人でない者。又は最近5年間において当社の現在の主要株主の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の使用人でない者。
- 3.当社の主要な取引先でない者(当社の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを行っていない者。以下同じ。)又はそれらの者が会社である場合、当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人でない者。
- 4.直近2事業年度において、当社から役員報酬等以外に平均して年500万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントでないこと。
- 5.当社において、現在独立役員の地位にある者が、独立役員として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要する。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

## 該当項目に関する補足説明

取締役は当社社員出身者が中心であり、高い経営意欲を持ち、特にインセンティブ付与を必要としないと考えられるため。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [\[更新\]](#)

平成29年3月期に取締役・監査役に支払った報酬は、次のとおりであります。

社内取締役の年間報酬総額 112百万円

社外取締役の年間報酬総額 12百万円

社内監査役の年間報酬総額 16百万円

社外監査役の年間報酬総額 8百万円

(注)

1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。

3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 上記には、平成28年6月21日開催の第64回定時株主総会において退任した取締役3名(うち社外取締役2名)、監査役1名(社外監査役)の報酬額を含んでおります。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、職位間のバランスを配慮しつつ市場環境や中長期の業績を考慮したうえで、その達成度を勘案し、個別の報酬額を決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の業務を専従で補佐する担当者は配置しておりませんが、補助職員配置の要求があれば直ちに配置する方針であります。社外取締役への情報伝達や取締役会の重要議案などにつきましては、当社の担当役員が事前に説明などを行っております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### 1. 業務執行

取締役会の下に社長が議長を務める経営会議を設置し、この経営会議において、取締役会の議事を充実させるための事前協議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行及び施策の具体的実施などについて審議し、意思決定を行う体制をとっております。また、業務執行の重要な事項については、取締役会または経営会議において合議により意思決定し、各執行責任者により迅速に実行に移しております。社外取締役につきましては、第3者の視点からの意見を受けるとともに、適正な経営判断や取締役相互の監督機能強化を図るために4名を選任しております。

#### 2. 監査・監督

取締役会、経営会議において、意思決定の段階や執行責任者の業務執行報告の段階で、取締役や監査役及び出席メンバー相互の監視、監督が行われております。業務執行にかかる監査体制としては、監査役会が定める方針に基づく監査の他、会社業務全般の適正性を確保するため、専任者1名により考查室が内部監査機関として監査役と連携を図り、監査計画に基づいた定期的な内部監査の実施により継続的に監視を行う体制となっております。会計監査人は有限責任監査法人トーマツを選任しており、期中における各事業所の取引や内部統制状況、四半期、期末決算などについて実査や立会を受けるなど、公正不偏な立場から監査が行われております。なお前事業年度に係る監査において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：伊藤次男、上田知範

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、会計士補等7名

#### 3. 取締役候補者の指名、報酬の決定方法等

取締役候補者の指名は、役員選任方針に従って独立社外取締役と代表取締役による人事・報酬等意見交換会の意見を踏まえて取締役会に上程し、取締役会の審議を経て指名しております。また、取締役の報酬については、職位間のバランスを配慮しつつ市場環境や中長期の業績を考慮したうえで、その達成度を勘案し、独立社外取締役と代表取締役による人事・報酬等意見交換会の意見を踏まえて取締役会に上程し、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新]

当社は監査役会設置会社であります。監査役3名は、常勤監査役2名、非常勤監査役1名の構成であり、社外監査役1名を常勤監査役としていることで経営監視機能は強化され、有効に機能していると判断しております。

また、現在の取締役10名中4名は社外取締役であり、取締役会での経営の意思決定機能と管理監督機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立の経営監視機能が重要であることから、社外取締役4名、社外監査役2名を選任していることで、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると判断し、現体制を採用しております。これらの機関の他に、経営会議、コンプライアンス委員会、内部統制委員会を設置し、会社経営上の重要な事項の合議や、法令遵守の徹底と内部統制システムの継続的維持・改善を進める体制を確立しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定日より早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従来から、株主の皆様の株主総会への出席の利便性を考慮し、いわゆる集中日をはずして開催しております。
その他	招集通知の発送日に、招集通知の全文を当社ホームページへ掲載し、少しでも早く、また広く周知することを行っております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	福岡証券取引所主催のIRフェア等に参加。今後も定期的な参加を予定している。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR・投資家情報に、決算情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の社訓や経営の基本方針、企業行動指針に規定しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、創業時の経営理念を社訓とし、経営基本方針のもと、内部統制委員会の活動を通じて、適正な業務執行のための体制を整備し、以下の内部統制システムの構築を進める。

(社訓)

1. 我々は福祉国家建設の一翼を担って社会に奉仕しよう
1. 我々は技術を究め創意をこらし自己の責任を完遂しよう
1. 我々は和信協同し企業の繁栄と共に幸福を創り出そう

(経営基本方針)

「技術の研鑽と創意に努め、安全と安心の企業ブランドのもと、社会資本整備を通して国家建設に貢献するとともに、利益追求と社会的責任の調和を実現する。」

【整備状況】

#### 1.取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンスを経営の基本方針とする社内規程(コンプライアンス規程)を制定し、グループ全役職員へ周知徹底させる。
- (2)社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の普及・啓発など、継続的にコンプライアンスを推進する体制を整備し、維持・改善する。(コンプライアンス委員会規程)
- (3)グループ全役職員に対し、コンプライアンスマニュアルの配布や継続的な研修を行い、コンプライアンスの意識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- (4)経営企画室長をコンプライアンス担当役員と定め、独立した機関による内部監査の実施や社員による相互監視を強化し、全役職員での監視体制を確立する。
- (5)グループ全役職員が利用できるコンプライアンスに関する問い合わせ、相談、通報の窓口として、社内及び社外に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、予防、早期発見、早期解決できる体制を充実させる。

#### 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役会等の重要な会議における意思決定に関する情報や各取締役が職務権限規程に基づいてなした決裁に関する情報など、取締役の職務の執行に係る情報を文書(電磁的記録を含む。)に適正に記録し、法令、定款及び社内規程(文書取扱規程)等に基づき、適切に保存、管理する。

(2)文書取扱規程に基づき、各文書の主管部署に文書取扱責任者を定め、規定された保存年限の間保管するとともに、常時、閲覧可能な状態を維持する。

#### 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社及び子会社がそれぞれ定める社内規程(リスク管理規程)に基づき、様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を進める。

(2)リスク管理に関しては、事前に、事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとる。

また、リスクが発生した場合は経営トップへ迅速・確実に情報を伝達し、会社を挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定するなど、組織的なリスク管理を行う。

(3)大規模災害発生時の事業活動の継続を図るために、災害時の事業継続計画を策定し、役職員に周知する。

#### 4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会の下に社長が議長を務める経営会議を設置し、この経営会議において、取締役会の議事を充実させるための事前協議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行及び施策の具体的実施などについて審議し、意思決定を行う体制を探っている。

(2)執行役員制度を導入し、「経営上の意思決定・監督機能」と「職務執行機能」を分離することで、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図る。

(3)取締役会が定めた経営方針に基づき当社の各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、PDCA(計画、実行、検証、改善)サイクルによる目標管理を実践することで当社グループ全体の経営目標達成を図る体制を維持する。

#### 5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)社内規程(関係会社管理規程)に基づき、子会社等の重要事項に対する当社の事前承認、及び子会社等から当社に対する月次決算や業務に関する定期的な報告などにより、適切なグループの経営管理を実施しており、これを継続していく。

(2)当社の監査役による監査や、内部監査部門である考査室の監査、また当社子会社監査役との定期的な協議を行うなど、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

(3)反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断する。また、不当要求に対しては全社組織を挙げて対応し、警察や弁護士を始めとする外部専門機関と密接に連携する。

(4)「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

#### 6.監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役より要求があった場合には、専門性を有する補助職員を配置する。

#### 7.前項の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項により補助職員を置く場合は、当該補助職員の任命、異動等、人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。また、当該補助職員は監査役から業務遂行に必要な命令を受けた場合、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

#### 8.取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役は、取締役会や経営会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2)監査役が取締役及び社員に対してその担当業務に関して報告や調査を求める場合、取締役及び社員は迅速かつ的確に対応する。

(3)社内の重要書類やリスク情報、内部監査の監査結果報告などについては、随時、監査役に報告を行う。

(4)子会社における重大な法令違反や著しい損害を及ぼすおそれのある重大な事象については、当社経営企画室への報告を義務付け、報告さ

れた内容は、経営企画室が監査役に報告する。また、当社の監査役は定期的な子会社監査を通じて、子会社の取締役、監査役及び使用人から直接報告を受け、情報収集を行う。

#### 9.前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程(コンプライアンス規程)に基づき、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁止する。

#### 10.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査にかかる諸費用は、監査役会からの年度予算申請に基づき予算措置を行い、緊急又は臨時に支出した諸費用については、当該監査役の職務に合理的に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。

#### 11.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査の実施にあたっては、監査役は内部監査部門と調整を行い、必要に応じて、内部監査部門と連携し協同して監査を行う。

(2)法務、コンプライアンス、リスク管理の担当部署は、監査役が業務を行うにあたり、これを補助し、協力する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断することを方針としております。また、不当要求に対しては全社組織を挙げて対応し、警察や弁護士を始めとする外部専門機関と密接に連携を取る所存であります。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

## 【 参考資料：模式図 】

